



本事業は、SDGsの「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」に資する取組です。

2026年7月3日（金）

愛知県農業水産局農政部

農業経営課 教育・担い手グループ

担当 牧、青山

内線 3758、3664

ダイヤル 052-954-6409

「農福連携技術支援者育成研修」の受講者を募集します

～農福連携を支援する人材の育成～

愛知県では、障害者等が農業分野で活躍する「農福連携」の取組を推進しています。農福連携は、障害者等の就労や生きがいづくりの場を創出するだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながることを期待されます。一方で、農業者と福祉関係者の双方の理解が進んでいないことから、連携が円滑に進まないといった課題があります。

このため、農業者と福祉関係者の間を取り持ち、農福連携に必要な調整や指導等を行う「農福連携技術支援者」を育成するための研修を実施します。

つきましては、受講者を募集しますので、お知らせします。

農福連携に関する専門知識の習得を希望される方は是非、御参加ください。

1 研修内容

研修は座学講義と実地研修・グループワークにより行います。座学講義はeラーニングで、実地研修・グループワークは愛知県三の丸庁舎などを会場に、全4日間の日程で実施します。

(1) 座学講義

日程：2026年8月6日（木）から8月20日（木）まで

内容：eラーニング教材を用いて、農福連携に関する11のテーマについて各自で学習していただきます(テーマ①～⑩は各90分、テーマ⑪は180分)。

[座学講義テーマ]

- ①農福連携概論
- ②社会福祉と障害者福祉
- ③障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み、関係機関の役割
- ④障害福祉サービス事業の運営の実務
- ⑤障害特性と職業的課題の基礎
- ⑥農業と農村社会
- ⑦農作業の一般的な特徴
- ⑧農業経営の仕組み
- ⑨農作業の流れ
- ⑩農業者による農福連携の経営実務
- ⑪農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法〔事前学習〕

(2) 実地研修・グループワーク

日時：2026年 8月27日（木）午後1時から午後5時15分まで
2026年 9月 1日（火）午前9時15分から午後4時30分まで
2026年11月 5日（木）午前9時15分から午後4時30分まで
2026年11月12日（木）午前9時15分から午後4時30分まで
〔計4日間〕

内容：実際の農作業を行うとともに、障害者就労施設を訪問しながら実践的に学んでいただきます。

〔実地研修・グループワークテーマ〕

- ①農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法〔実地〕
- ②障害特性に対応した農作業支援技法
- ③障害福祉サービス事業の運営の実務

〔実地研修・グループワークの会場〕

- 8月27日（木） 愛知県三の丸庁舎（名古屋市中区三の丸2-6-1）
- 9月1日（火） 社会福祉法人無門福祉会むもんカンパニー青い空
（豊田市四郷町天道1-14）
自然農福の力（豊田市手呂町山ノ田336-20）
（集合・解散場所：豊田市駅）
- 11月5日（木） 江南北ファーム（江南市小杵町一色106-3）
中電ウイング株式会社（名古屋市南区立脇町1-13-1）
（集合場所：江南駅、解散場所：笠寺駅）
- 11月12日（木） 有限会社H & Lプランテーション（春日井市明知町794）
愛知県庁（名古屋市中区三の丸3-1-2）
（集合場所：高蔵寺駅、解散場所：名古屋城駅）

※ 8月27日以外はバスで移動し、研修会場の近隣駅にて集合・解散となります
（8月27日は愛知県三の丸庁舎に集合・解散）。

2 対象者

農福連携に取り組んでいる、又は取組を検討している農業者や障害者就労施設職員、自治体職員、農業や福祉の関係団体職員、その他農福連携に関心があり、農福連携技術支援者として活動していただける方であれば、どなたでも受講いただけます。

なお、農福連携技術支援者の認定を受けるためには、座学講義と実地研修・グループワークの全日程を受講し、修了試験に合格していただく必要があります。研修内容の全てを受講可能な方のみお申し込みください。

3 受講定員

20名程度※（要事前申込み）

※申込者多数の場合、県内に在住、又は勤務地のある方を優先します。なお、県内に在住、又は勤務地のある方でも同一所属からの受講は1名に限る等の調整をさせていただきますことがあります。

4 受講料

無料（eラーニングにおける通信費及び実地研修・グループワークの集合場所までの交通費、昼食代は自己負担※）

※2日目の昼食は農福連携で栽培された農産物を利用したお弁当を用意します。昼食代として、1,200円程度徴収予定ですので、御承知おきください。

5 申込方法

下記申込先にあるMicrosoft Formsより御登録ください。

受講者は原則として申込先着順で決定します。また、申込みされた方全員に、受講の可否について2026年8月4日（火）までにE-mailで御連絡します。

〔申込先〕

<https://forms.cloud.microsoft/r/cUcvrPUJZD>



申込先

6 問合せ先

愛知県農業水産局農政部農業経営課教育・担い手グループ（担当：牧）

電話：052-954-6409

E-mail：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

7 申込期限

2026年7月31日（金）

8 留意事項

- ・eラーニングの受講方法や研修テキストなどは、受講者を決定した後にお知らせします。なお、eラーニングにはインターネットに接続する環境が必要ですので、各自で御準備ください。
- ・実地研修では農作業を行いますので、作業着を着用し帽子・長靴等を持参して、御参加ください。
- ・実地研修では農業用機械や農機具等を操作します。操作には危険が伴う場合がありますので、必ず講師や職員等の指示に従ってください。
なお、受講者各自の判断で任意の傷害保険への加入をお勧めします。また、マイナンバーカード又は資格確認書を持参してください。
- ・実地研修で必要な飲み物、2日目以外の昼食は各自で持参してください。

9 その他

(1) 農福連携技術支援者とは

2019年6月に政府が策定した「農福連携等推進ビジョン」に位置付けられた農福連携の専門人材です。農業と福祉の知識を学び、農業者、障害者就労施設等の職業指導員、障害者本人の3者に対し、農福連携を実践する手法を具体的にアドバイスする役割を担います。

所定の研修を受講し、修了試験に合格した者は研修修了者として農林水産省から認定され、「農福連携技術支援者」の肩書で活動することができます。

(2) 農福連携技術支援者育成研修

2020年度から農林水産省が開始した農福連携技術支援者を育成するための研修です。農林水産省が作成した基準プログラムに内容を準拠させ、同省の認定を受けることで、都道府県が研修を主催することもできます。

今回本県が実施する研修は基準プログラムに準拠しており、研修修了者は農林水産省から農福連携技術支援者の認定を受けることができます。

研修の最終日に修了試験を実施し、答案を踏まえて、必要な知識と技能を身につけたと認められる方を「研修修了者」として認定します。認定の通知を受けるまでは「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」の肩書を用いることはできません。なお、認定まで1～2か月程度かかります。また、農福連携技術支援者（農林水産省認定）は、国家資格ではありませんので御承知おきください。